



令和7年度第2回社会福祉審議会

# D V ・ ストーカー被害者への支援について

令和8年3月30日

福祉子どもみらい局 共生推進本部室

# 報告事項について

川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取り組んでいるが、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

## 報告事項

- 1 支援施策の充実に向けた取組状況
- 2 国への提案活動の状況
- 3 支援関係者等との意見交換の状況
- 4 条例制定の必要性
- 5 条例の基本的な考え方
- 6 今後の進め方

# 1 支援施策の充実にに向けた取組状況

被害者を守る具体的な支援施策の充実に向け、令和8年度当初予算事業を含め、「5つの強化」を更に進める。

## 取組1 広報の強化

- ・ DV・ストーカー被害者だけでなく、被害者の周りにいて支えてくれる人等に向け、SNS等を活用し、相談窓口や支援情報の周知広報を強化する。

## 取組2 行政や警察の連携強化

- ・ 警察と定期的に協議し、役割分担や情報共有ルールの検討など情報連携の強化を図る。
- ・ 意思が揺れ動く被害者が、自身の状況を客観視できるよう、危険度を見える化するチェックリストの作成や、県警職員と女性相談支援員等への研修を充実する。

# 1 支援施策の充実に向けた取組状況

## 取組3 相談支援体制の強化

- ・ DV・ストーカー被害者からの相談に対して、行政機関や警察等と連携したワンストップ支援を行う「DV・ストーカー被害相談支援センター」を設置し、切れ目のない被害者支援を実施する。
- ・ 「DV・ストーカー被害相談支援センター」と県保健福祉事務所等における相談支援の記録・管理や情報連携を円滑に行うため、情報管理・連携のシステムをモデル的に構築し、本格導入に向けた検証を行う。
- ・ DV・ストーカー被害者やその家族が抱える事案の法的整理を行い、被害者の訴えを的確に警察等に伝えるため、弁護士による相談支援や警察又は行政の窓口等への同行支援を行う。
- ・ 身近な地域で「伴走型支援」が実施できる相談支援体制を全県で充実し、女性相談支援員の配置を促進するため、常勤換算1人分を超える配置費用の市の負担分の一部を補助する。

# 1 支援施策の充実に向けた取組状況

## 取組4 一時保護・自立支援機能の強化

- ・ シェルターへの入所に迷いがある方の意思決定の時間と安全を確保するため、一時的な緊急避難先を提供するとともに、緊急通報装置の貸出等を行う。
- ・ DV・ストーカー被害者等の一時保護を受託する民間シェルターについて、委託費に、賃料や夜間支援・心理的ケア等を行う人員体制に係る費用を加えることで、民間団体の安定した運営を支援するとともに、被害者の安全確保を行うシェルターを増やし、一時保護体制の充実・強化を図る。
- ・ 民間団体と協働し、男性や性的マイノリティの被害者の相談対応や、一時保護から自立支援までの総合的支援を行う。

## 取組5 加害者対応の強化

- ・ DV・ストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法について、学識者、医療機関、支援関係機関等による研究会を立ち上げ、調査研究を実施するなど、課題を整理し、対応策を検討する。

## 2 国への提案活動の状況

DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への総合的な支援にあたっては、国に対し、支援体制の強化や一時保護、加害者への対応に係る制度改正や法整備等に関して、本県の提案により、関東地方知事会議として令和7年12月に要望を行った。今後も引き続き、国に対して必要な要望を行っていく。



### 3 支援関係者等との意見交換の状況

#### 困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議（令和7年12月26日実施）

学識者や支援団体の代表者、弁護士等の司法関係者、警察、市町村で構成する「困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議」を開催し、普遍的な仕組みの手法について議論した。

#### （主な意見）

- ・川崎市の事件では、DV・ストーカー被害に対応するための法律はあったが、これらの制度が十分に作動しなかった。制度を、被害者を守る力として活用できるものにするための検討が必要。
- ・条例を神奈川県のような大都市が制定することには大きな意義があると思う。
- ・被害者の生命身体の安全を守ることが絶対的に優先されるべき価値であることを、行政職員も確信をもって対応できるよう、条例で方向性を明確に示すことが重要。
- ・県で支援施策をゆるぎなく進めるためにも、各自治体が取り組む方向性を条例で示し、自治体によって支援内容やレベルの差が出ないこと、一定の水準が担保されることが重要。

### 3 支援関係者等との意見交換の状況

#### 有識者と知事との意見交換（令和8年1月15日実施）

当事者目線で考えるDV・ストーカー被害者等への支援のあり方について、知事が、被害当事者や学識者、支援団体の代表者と意見交換を行った。

##### （主な意見）

- ・ 海外のように、加害者プログラムを支援全体の仕組みの中に公的に位置付けることが大事と考えており、できれば国レベルで対応してもらいたいが、まずは神奈川県という自治体レベルで何かできないかということについて今後考えていきたい。
- ・ 警察がかつてより頼もしい存在に変わってきていることは確かで、この状態を一時的なものに終わらせず、永続的な仕組みをつくるべきだと考えている。
- ・ 被害者を守るためには、より多くの支援者が連携して「安全の壁」をつくる必要があり、条例で決めてもよい。国だと時間がかかると思うので、神奈川県が率先して示してもらいたい。
- ・ ストーカー規制法やDV防止法などの関連法は整備されてきたが、迅速な対応が十分に確保されているとは言い難い。
- ・ 支援者や専門家の責任や役割分担を明確にし、支援者間がスムーズに連携を行うための仕組みとして、まずは神奈川県が条例を定めて、実効性とスピード感をもってつくっていただきたい。それが神奈川県だけでなく、日本にとっても必要になってくると考える。

## 4 条例制定の必要性

- このたびの川崎市での事件以前より、県内でもDV・ストーカーに関する悲惨な事件は繰り返し発生しており、混乱した状況の中で意思が揺らいでしまうDV・ストーカー被害者を、社会全体で支援するための仕組みが求められている。
- DV・ストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるなど、被害者の置かれている状況は変化しやすい傾向にある。また、DV・ストーカー被害の特徴として、被害者が加害者に支配されやすいという構造を有していることから、被害者が再度被害を受けないようにするためには、被害者の安全確保だけでなく、意思が揺らぎやすい被害者が、加害者から離れて自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを、長期にわたって切れ目なく実施する必要がある。
- DV・ストーカー被害に対応するための法として、DV防止法やストーカー規制法、女性支援法があるが、各法の所掌範囲や目的が異なっている。
- 例えば、加害者への対応についてはDV防止法、ストーカー規制法に、被害者の一時保護や自立支援については、女性支援法にその施策の根拠が規定されており、その状況等によって対応する法律が異なる。
- このため、被害者の状況に応じ、行政、警察、民間団体など、適切な支援主体が連携し、必要な支援を切れ目なく行える体制の構築やそのための制度的な位置づけが不可欠である。

## 4 条例制定の必要性

- ・ 県では、川崎市での事件を受け、行政や警察の連携強化といった関係機関との連携体制の構築など、支援施策の充実を早急に進めているが、警察などの関係機関との連携を促進するためには、情報連携に関するルールの策定やそのルールの具体的な根拠が必要となる。
- ・ さらに、二度と痛ましい事件を繰り返さないためには、これらの体制や施策を安定的に維持し、推進していくための仕組みが必須となる。
- ・ こうしたことを踏まえ、効果的な仕組みのあり方について検討を行った結果、DV・ストーカー被害者への支援施策の確実かつ継続的な実施に向けて、理念や目的、各々の責務や果たすべき役割などを、警察や市町村、民間団体、県民と共有し、意識の醸成や連携体制の構築を一過性で終わらせない、当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、県議会の議決を得て制定する条例が最も効果的と考えている。

## 5 条例の基本的な考え方

条例の基本的な考え方は次のとおり。

- ・DV・ストーカー被害者の身体、生命、自由及び平穏な日常生活を守り、その尊厳を尊重する。
- ・性別にかかわらず、社会全体で複合的な問題を抱えるDV・ストーカー被害者への支援施策を推進する。
- ・DV・ストーカー被害者への支援を、困難な問題を抱える女性等への支援と連携して実施するための施策の基本となる事項を定める。
- ・本条例に基づき、男性被害者への支援施策の充実に図っていく。
- ・DV・ストーカー被害者への支援に当たっては、関連施策との連携を図ることや、当事者の目線に立った支援を行うこと、県と警察などの関係機関が連携することを基本理念として明示する。
- ・県、警察、市町村、民間団体、県民の責務又は役割に関する規定を置く。
- ・DV・ストーカー被害者への支援を推進するための基本計画を策定することを明示する。
- ・県、市町村、警察、民間団体が連携した相談支援・保護・自立支援体制の整備や、地域間の均衡、人材育成、普及啓発、加害者対応等についての規定を置く。

## 6 今後の進め方

- 県議会との議論を踏まえた条例の基本的な考え方や条例イメージ（案）により、県民意見募集（パブリック・コメント）を行う。
- 引き続き、県議会での議論や、困難な問題を抱える女性等支援調整会議、男女共同参画審議会、市町村、民間団体、被害当事者との意見交換の実施等により、支援施策の充実及び条例の制定に向けて検討を進めていく。

